

平成26年度国民健康保険(国保)制度

が改正されます

前回お知らせしたとおり、御代田町では、平成26年4月から一世帯当たり平均22%の国保税率引き上げを行うこととなりました。

一方、国においても平成26年度に国保制度の一部改正が予定されています。

①所得の低い世帯に配慮した 保険税の軽減措置の拡充と 賦課限度額の引き上げ

前年所得が一定の所得基準を下回っている場合には、国保税の均等割額と平等割額がその所得に応じて、7割・5割・2割軽減されています。平成26年度からは5割・2割軽減の基準額が変更され、軽減対象世帯が拡大します。(下表参照)

また、所得の高い世帯に対しては、国保税の賦課限度額が医療分・後期高齢者支援金分・介護保険分併せて、現行の77万円から81万円となります。

☆軽減判定所得☆

◆(平成26年4月から)

- ▷ 5割軽減基準額 = 33万円 + 24.5万円 × 被保険者数以下
- ▷ 2割軽減基準額 = 33万円 + 45万円 × 被保険者数以下

◆(これまで)

- ▷ 7割軽減基準額 = 33万円以下
- ▷ 5割軽減基準額 = 33万円 + 24.5万円 × (世帯主を除く被保険者数)以下
- ▷ 2割軽減基準額 = 33万円 + 35万円 × 被保険者数以下

②70歳から74歳の方が医療機関に支払う自己負担割合の変更

70歳から74歳までの方がお医者さんにかかるときに支払う自己負担割合は、本来2割でしたが、国の特例措置により1割に凍結されてきました。これが平成26年4月からは新たに70歳になる方から本来の2割負担になります。平成26年3月までに70歳以上になっている方は、1割負担のままです。☆昭和19年4月2日以降生まれの方の自己負担割合は、70歳の誕生日の翌月から2割になります。

同一世帯の70歳から74歳までの国保被保険者数	収入
① 1人	383万円未満
② 1人	後期高齢者医療制度へ移行した方を含めて合計520万円未満
③ 2人	合計520万円未満

※現役並み所得者とは……

同一世帯に住民税課税所得145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる方。ただし、上表の条件を満たす場合は申請により「一般」区分と同様となります。

☆昭和19年4月1日以前生まれの方
自己負担割合は1割のままです。
☆現役並みの所得※がある方
自己負担割合は3割です。

③高額医療費の自己負担限度額の一部変更

負担能力に応じてきめ細やかに対応できるよう、高額療養費の所得区分および自己負担限度額等が平成27年1月から細分化される予定です。

以上が国が予定している平成26年度の変更点です。

国保制度は、平成26年度の一部改正も含めて、複雑で分かりにくい部分も多いことから、ご不明な点については左記へお問い合わせください。

また、御代田町では、平成26年度から国保税率を平均22%引き上げますが、今後も国民健康保険事業の適正化を行い、健全財政の維持継続に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

税務課住民税係

(32)3111

(内線49)

エコールみよたの使用料が変わります

開館から10年を経過し、消費税率引き上げや公共料金の引き上げなどに伴い、使用料見直しの時期を迎えたため4月1日から改定します。

① 町内にお住まいの個人・事業所に適用している会場使用料の減免率を現在の8割から5割に縮小します。

下の一覧表のとおり、たとえば平日夜間のあつもりホール使用料の現在1,260円(8割減免後)が、3,150円(5割減免後)になります。

減免率改定に伴う新たなエコールみよた施設使用料(変更のある部分のみ抜粋)

種別	部屋	時間帯ごとの使用料(円) ※上段:新料金、下段:(旧料金)								
		9時~12時			13時~17時			18時~22時		
		通常料金	新料金	比較	通常料金	新料金	比較	通常料金	新料金	比較
あつもりホール	平日	3,900	1,950 (780)	+1,170	5,200	2,600 (1,040)	+1,560	6,300	3,150 (1,260)	+1,890
	平日以外	4,700	2,350 (940)	+1,410	6,300	3,150 (1,260)	+1,890	7,500	3,750 (1,500)	+2,250
楽屋		200	100 (40)	+60	300	150 (60)	+90	400	200 (80)	+120
控室		200	100 (40)	+60	300	150 (60)	+90	400	200 (80)	+120
楽器練習室		500	250 (100)	+150	600	300 (120)	+180	700	350 (140)	+210
工作室		700	350 (140)	+210	900	450 (180)	+270	1,000	500 (200)	+300
企画展示室		900	450 (180)	+270	1,200	600 (240)	+360	1,400	700 (280)	+420
大会議室		2,100	1,050 (420)	+630	2,800	1,400 (560)	+840	3,300	1,650 (660)	+990
中会議室		900	450 (180)	+270	1,200	600 (240)	+360	1,400	700 (280)	+420
和室		900	450 (180)	+270	1,200	600 (240)	+360	1,400	700 (280)	+420
調理室		900	450 (180)	+270	1,200	600 (240)	+360	1,400	700 (280)	+420

② 電気・灯油の陶芸窯使用料を一本化し値上げします。

電気窯、灯油窯それぞれの使用料金設定区分を陶芸窯にまとめ、素焼き・本焼き使用料が実費相当額のそれぞれ3,000円、4,000円になります。

陶芸窯の新たな使用料

区分	使用料
素焼き	3,000円
本焼き	4,000円

※灯油、電気共通



灯油窯

区分	使用料
素焼き	500円
本焼き	1,000円

電気窯

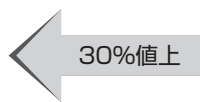
区分	使用料
素焼き	1,000円
本焼き	1,500円

③ 電気使用料を約30%値上げします。H15の開館当時からの比較増額分です。

たとえばあつもりホールの電気使用料が500円から650円になります。

新たな電気使用料

会場	使用料
あつもりホール	650円
大会議室	260円
それ以外	130円



会場	使用料
あつもりホール	500円
大会議室	200円
それ以外	100円

④ 冷暖房使用料を倍額に値上げします。電気料同様の灯油代の比較増額分です。

たとえばあつもりホールの冷暖房使用料が500円から1,000円になります。

新たな冷暖房使用料

会場	使用料
あつもりホール	1,000円
大会議室	600円
それ以外	400円



会場	使用料
あつもりホール	500円
大会議室	300円
それ以外	200円

⑤ ガス代をご負担いただきます。

無料でご利用いただいていた調理室内のガス器具利用の場合のガス使用料を1回300円ご負担いただきます。

新たに追加するガス使用料 各時間帯ごとに300円(新設)

利用者の皆さまにはご負担をお願いする内容となりますが、今後も引き続きご愛顧いただけますよう努力いたしますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先 教育委員会生涯学習係(エコールみよた内) (32) 2770